

貸切バス御申込についての注意事項

本日は、貸切バスを利用しての御旅行の御申込をいただき、厚く御礼申し上げます。

貸切バスの運送契約につきましては、道路運送法、運輸規則などの法令及び陸運御当局の認可を得ました貸切バスの運送約款によることになっておりますので、その要点を以下申し述べさせていただきます。

記

1. 御乗車になりましたら、乗務員の職務上の指示または要請に従って下さい。
2. 旅客は各車両ごとにその代表責任者を選び、乗務員に御連絡下さい。
3. 当社は次の場合には、運送の引受け、継続を拒絶しまたは制限いたします。
 - ◆運送に適する設備がないとき。
 - ◆天災その他やむを得ない事由で、運送上の支障があるとき。
 - ◆乗務員の職務上の指示に従わないとき。
 - ◆ガソリン・高圧ガス・動物等・その他危険品類持込み禁止物品を携帯している者。
 - ◆附添人を伴わない重病者又は精神病患者、法定伝染病患者。
4. 旅行日程、行先など運送契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ書面により当社の承諾をお求め下さい。
5. 運賃及び料金は、前払を原則とし、申込とともに所定額の20%以上を、配車の日の前日までに全額を支払っていただきます。
6. 旅客は乗車券を所持しなければ乗車できません。また運賃割引を受ける方は割引にかかる証明書を持参して下さい。
7. 有料道路、航送料、駐車料、乗務員の宿泊料、その他特別の負担を求められた場合の実費は旅客の負担となります。
8. 契約責任者がその都合により運送契約を解除するときは、次の区分で違約料を申し受けます。
 - ◆配車日の14日前から8日前まで………所定の運賃及び料金の20%相当額。
 - ◆配車日の7日前から配車日時の24時間前まで………所定の運賃及び料金の30%相当額。
 - ◆配車日時の24時間以降………所定の運賃及び料金の50%相当額。
9. 契約責任者がその都合により、配車車両数の20%以上の車両数の減少をするときは、減少した車両数全部について8号の例により違約料を申し受けます。
10. 当社がその都合により運送契約を解除し、または配車車両数の減少をするときは、8号、9号の例により違約料を支払います。ただし天災その他やむを得ない事由による場合は適用しません。
11. 出発時刻を30分経過しても旅客から何らの意思表示がないときは、天災、その他やむを得ない事由による場合を除き、運送の全部が終了したものとみなし、車両は引返します。
12. 自動車の故障その他当社の責に帰すべき事由で運行を中止したときは、次の運賃料金を払戻し致します。(ただし当社の負担で前途の運送を継続、またはこれに代る相当の手段を提供し、旅客がこれを利用した時は適用しません)。

(1) 目的地の一部にも到達しなかった場合………收受した運賃料金の全額。

(2) (1) 以外の場合………運行を中止した区間に係る運賃料金の額

なお、貸切バスの運送約款について詳細に規定をご覧になりたいときは、当社の営業所等に掲示してありますので係員に御申しつけ下さい。